

# 一般不妊治療(人工授精) 費用を助成中です

今年の4月から一般不妊治療(人工授精)費用を助成中です。

## 対象となる治療

不妊治療のうち、医療保険給付の対象とならない一般不妊治療(人工授精)。

## 対象となる方

次の全ての条件を満たす方です。

- ① 治療開始時点で夫婦の方
- ② 治療期間および申請日のいずれにおいても夫または妻のいずれか一方、または両方が市内

に住所を有している方

③ 市税などの滞納がない方

④ 夫婦の前年の所得合計額が730万円未満の方

## 助成額

1年度につき10万円を上限に

助成

## 申請の期間

今年の4月以降に行った治療の申請は、平成28年3月までです。

## 申請の流れ

- 平成27年4月以降に行った治療が終了した時点で早めに下記の書類を添えて申請してください。ただし、平成28年3月以降も治療を継続される方は、平成28年2月までの治療分を3月中に申請してください。
- ご自宅に承認決定通知書が届きます。
- 指定された金融機関に助成金が振り込まれます。

## 申請に必要な書類

- ① 一般不妊治療(人工授精)助成事業申請書
- ② 一般不妊治療(人工授精)助成事業受診等証明書
- ③ 治療に係る領収書などの原本
- ④ ご夫婦の婚姻日が確認できる書類(戸籍謄本)
- ⑤ 夫と妻の所得額および課税額を証明する書類(市・県民税、所得・課税証明書)
- ⑥ 住所地を証明する書類(住民票、運転免許証など)

お気軽にご相談ください

申込  
健康推進課  
問合せ先  
10055376  
広報ID

# 教えてマイナちゃん!

## シリーズ「マイナンバー制度」

### ⑪ 通知カードが12月中に届かないときは

マイナンバー(個人番号)の通知カードを住民票の住所へ送付していますが、12月中に通知カードが届かない場合は、市民課へお問い合わせください。

マイナンバーの通知カードは転送不要の簡易書留で送付しています。次の場合は、通知カードの受け取りまでに時間がかかりますので、しばらくお待ちください。

#### ● 10月5日以降に転居した

通知カードは10月5日時点の住民登録の情報で作成されます。10月5日以降、通知カードが届く前に世帯全員が転居された場合は、後ほど新住所へ通知カードを送付します。

※通知カードの住所に変更があった方のカードには、変更後の住所の記載が必要ですので、市民課または各支所窓口へ通知カードをお持ちください。

#### ● 郵便局の保管期間が過ぎってしまった

不在のため配達された通知カードを受け取れず、郵便局での保管期間が過ぎってしまった通知カードは、市民課へ返送されます。その後、普通郵便で受取方法のご案内をお送りします。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

問合せ先 市民課 ☎57-9294  
広報ID 1005990